

1. 宿泊施設（ホテル・旅館・民宿・ペンション・キャンプ場等）

No.	パターン	可否	理由
1-1	宿泊施設内にあるテナント飲食店	○	日本標準産業分類中分類76飲食店となります。
1-2	宿泊施設内にある宿泊施設直営飲食店を食事目的のみで利用	○	宿泊施設の中にある飲食店については、宿泊者以外の <u>不特定多数の方が利用できる形で運営されてる場合のみ対象となります。</u> ※宿泊代の支払には利用できません。
1-3	宿泊施設が企画する宿泊・その他サービスを伴わない昼食・夕食プラン（レストラン利用）	×	宿泊施設が企画するものは対象外となります。
1-4	宿泊施設内にある飲食店が企画する宿泊・その他サービス（入浴料等）を伴わない昼食・夕食プラン（レストラン利用）	○	飲食店が企画し <u>不特定多数の方が利用できる形で運営されている場合のみ対象となります。</u> ※宿泊代・その他サービス代（入浴料等）の支払には利用できません。
1-5	宿泊施設が企画する宿泊を伴わない昼食・夕食プラン（宴会場利用）	×	宿泊施設が企画するものは対象外となります。また、宴会場は宿泊施設に付随するもので、飲食店ではないため対象外となります。
1-6	宿泊施設内にあるロビーラウンジ	○	<u>不特定多数が利用できる形で運営されている場合のみ対象となります。</u> ※宿泊代の支払には利用できません。
1-7	宿泊施設によるルームサービス	×	飲食店ではないため対象外
1-8	宿泊施設内にあるカラオケ等	×	飲食店ではない且つカラオケ利用施設は対象外
1-9	宿泊施設が企画する1泊2日プランの夕食内容のグレードアップ	×	宿泊施設が企画するものは対象外となります。
1-10	キャンプ場による日帰りバーベキュー	×	飲食店ではないため対象外

2. 飲食店

No.	パターン	可否	理由
2-1	その場で飲食させる飲食店	○	日本標準産業分類中分類76飲食店となります。
2-2	飲食を提供するビリヤード、ダーツ等のアミューズメントバー（飲食よりアミューズメントの方が売上が大きい場合）	×	アミューズメントバーなどは「80娯楽業」のため対象外となります。
2-3	飲食を提供するビリヤード、ダーツ等のアミューズメントバー（飲食よりアミューズメントの方が売上が小さい場合）	○	アミューズメントの売上げと飲食の売上げを分けられる場合において、飲食の売上げが高ければ、「76 飲食店」に分類となります。
2-4	テーマパークや公園等の敷地内にある飲食店	○	入場料有無に関わらず、テーマパークにおいても、店内飲食をメインとする飲食店であれば対象です。この場合、食事券は飲食代金にのみ利用可能です。ただし、デリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）は対象外となります。
2-5	ゴルフ場・ゴルフ練習場内のテナント飲食店	○	テナント飲食店は日本標準産業分類中分類76飲食店にあたるため。
2-6	ゴルフ場・ゴルフ練習場内で直営飲食店	○	ゴルフ場・ゴルフ練習場内の中にある飲食店については、この施設の利用者以外の不特定多数の方が利用できる形で運営されているものであれば対象となります。
2-7	テイクアウト専門店だが、これからイートインスペースを設ける飲食店	×	テイクアウト（持ち帰り）専門店のため対象外となります。
2-8	テイクアウト専門店ですイートインスペースが無い場合、近くにフードコートや休憩スペースがある場合	×	テイクアウト（持ち帰り）専門店のため対象外となります。
2-9	一般開放している学生食堂・社員食堂	○	一般開放している施設のみ日本標準産業分類中分類76飲食店にあたるため
2-10	飲食を提供する入浴施設	○	入場料有無に関わらず、入浴施設においても、店内飲食をメインとする飲食店であれば対象です。この場合、食事券は飲食代金にのみ利用可能です。